

(法第10条第1項第7号)

令和5年度の事業計画書
令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

特定非営利活動法人ウィーズ

1 事業実施の方針

本法人第8期である当年度は、前年度に引き続き面会交流仲介支援を重ね実績を積み重ねることに併せ、支援依頼増に対応すべく更なる支援者の養成に取り組む。さらに本年度は親支援に力を入れ、面会交流支援からの卒業が現実的に可能となる仕組みづくりに力を入れた。世情を鑑みれば、LINE相談からは、虐待やネグレクトの疑いがある子どもたちへの緊急対応が本年度も多く発生することが予想される。メタバースを活用したオンラインの窓口の強化に加え、前年度立ち上げた子どもの居場所「みちくさハウス」を活用しながら、安心安全に日帰り・宿泊でき、適切な支援とつながれる場所を提供する。

また、昨年度より実施している「親の別居・離婚を経験した子どもたちへの法教育プログラム」は学校機関や行政と連携しながら継続して取り組み、併せて家庭環境によらず子どもが自分自身で人生を切り拓いていくための学びや体験の機会を提供をおこなう。クラウドファンディングや主催イベントも実施し、子どもたちのおかれている現状や活動の成果を社会に広く伝えていきたい。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 面会交流仲介支援事業	離婚後の親子の面会交流において付添又は受渡の形態により仲介支援を実施	通年	当法人事務所及び利用者が希望する公共施設	3名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭30組
(2) 面会交流仲介支援者養成事業	面会交流仲介支援者養成講座の開講及び支援者同士の交流会の開催	7月 9月 12月	当法人事務所	3名	離婚後の親子の面会交流を実施しようとする離婚家庭の支援を希望する人100名
(3) 家庭環境に悩む子どものLINE相談事業	家庭環境に悩む子どもからのLINE相談を受付	通年	当法人事務所	10名	インターネット環境を持つ家庭環境に悩む子ども500名
(4) 親の別居・離婚を経験した子どもへの法教育プログラム	親の別居・離婚を経験した子どもに対し「婚姻制度」「裁判所のしくみ」「子どもの権利」などについてレクチャーし、子どもたちが主体的に意見を取り交わしながら生きる力を育むプログラムを提供する	8月 12月	高校内居場所カフェを開催する千葉県内の高校	3名	家庭環境に課題を抱えている高校生100名

(5) 子どもの居場所「みちくさハウス」事業	家庭が安住の地でない子どもたちの受け入れや、子育てに行き詰まるシングル家庭の母子・父子の受け入れを行い、安心・安全な場と適切な支援の提供を行う。	通年	当法人の運営する子どもの居場所「みちくさハウス」	3名	家庭が安住の地でない子ども100名、
(6) 学びや体験の機会提供事業	「人生経営」「プログラミング体験」「染色体験」など、子どもが無料～低価格で参加できる様々な学びと体験の機会を提供する	通年	当法人の運営する子どもの居場所「みちくさハウス」	3名	
(7) クラウドファンディング・広報					

2 その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
(1) 自動販売機によるジュース等の販売	事務所に設置した自動販売機でジュース等を販売する	通年	当法人事務所	2名	近隣住民及び習志野駅利用者等不特定多数